

面会制限について

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症について、対応策の要請が出ております。当施設ではこれまで、ご利用者様の精神状態を鑑み、入館時の体温測定やアルコール手指消毒等を徹底する中で面会を許可してまいりました。しかし、事態が深刻化する中で、当施設としても一層の対応を実施せざるを得ない状況となりました。

つきましては、令和2年4月1日から当面の間、当施設においても下記のとおり対応をさせていただきます。

◆原則、4月1日から当面の間、面会をお断りさせていただきます。

◆受診、面談等で来られる際は、自宅からマスクの着用をし、入館時は必ず検温、アルコール手指消毒をお願いします。

◆洗濯物等は1階事務所で受け渡しいたします。事前に連絡をお願いします。

国の動向等を確認しながら進めてまいりますので、何かありましたら職員までお声掛けください。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年3月31日 施設長 本田 守弘